

# 1 校則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この校則は、中国職業能力開発大学校において教育訓練を受ける学生に適用すべき必要な事項を明らかにすることを目的とする。

(組織)

第2条 中国職業能力開発大学校（以下「中国能開大」という）は、岡山県倉敷市に本校（以下「中国校」という。）を置くほか、附属島根職業能力開発短期大学校（以下「附属島根校」という。）を島根県江津市に、また附属福山職業能力開発短期大学校（以下「附属福山校」という。）を広島県福山市に置く。

## 第2章 訓練課程

(高度職業訓練)

第3条 高度職業訓練は、専門課程、専門短期課程、応用課程及び応用短期課程とする。

## 第3章 専門課程・応用課程

### 第1節 系、科及び定員等

(系、科及び定員)

第4条 系、科及び定員は、次のとおりとする。

校	課程	系	科	定員
中国校	専門	機械システム系	生産技術科	25名
			メカトロニクス技術科	12名
		電気・電子システム系	電気エネルギー制御科	20名
	電子情報制御システム系	電子情報技術科	25名	
	応用	生産システム技術系	生産機械システム技術科	20名
			生産電気システム技術科	20名
生産電子情報システム技術科			25名	
附属島根校	専門	機械システム系	生産技術科	15名
		電子情報制御システム系	電子情報技術科	20名
		居住システム系	住居環境科	20名
附属福山校	専門	機械システム系	生産技術科	25名
		電気・電子システム系	電気エネルギー制御科	20名
		電子情報制御システム系	電子情報技術科	25名

(修業年限及び在学期間)

第5条 修業年限は、専門課程・応用課程それぞれ2年とする。

2 学生は1学年に2年を超えて在学することはできない。

(在籍期間)

第 6 条 学生は、専門課程・応用課程それぞれ 4 年を越えて在籍することができない。

(学年及び学期)

第 7 条 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、メカトロニクス技術科については別に定める。

- 2 専門課程の学年を 4 期に分ける。
- 3 応用課程の学年を 4 期に分ける。

(休日及び登校日)

第 8 条 休日は、原則次のとおりとする。

土曜日

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

春期休暇

夏期休暇

冬期休暇

- 2 前項の規定にかかわらず、その他必要と認めた場合は、校長が臨時に休校日及び登校日を定めることができる。

## 第 2 節 入校・休学・復学・退校・除籍

(入 校)

第 9 条 入校時期は学年の始めとする。

(入校資格)

第 10 条 専門課程の入校資格は次の各号の何れかに該当し、別に定める入校選考に合格した者とする。

- (1) 学校教育法に定める、高等学校又は中等教育学校の後期課程を卒業した者
  - (2) 専修学校の高等課程（3 年以上）の学科を卒業した者
  - (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するとして指定した在外教育施設を卒業した者
  - (4) 外国において学校教育における 1 2 年の課程を卒業した者
  - (5) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者
  - (6) 実務経験その他により、上記の者と同等と校長が認めた者
- 2 応用課程の入校資格は次の各号の何れかに該当し、別に定める入校選考に合格した者とする。
    - (1) 職業能力開発促進法に基づく専門課程を修了した者
    - (2) 専修学校の専門課程（2 年以上）の学科を卒業した者
    - (3) 高等専門学校・短期大学・大学を卒業した者
    - (4) 実務経験その他により、上記の者と同等と校長が認めた者

(入校の出願)

第 11 条 入校を志願する者は、受験料を添えて出願書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(入校選考)

第 12 条 入校を志願する者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入校手続)

第 13 条 入校選考に合格した者は、所定の期日までに入校料を指定口座に入金し、入校手続き書類を提出しなければならない。

- 2 入校選考に合格した者の内、入校料の納付期日の猶予を希望する者は、所定の期日までに手続き書類を提出しなければならない。

3 前項の手続きを完了した者に入校を許可する。

(転入・転科)

第14条 学生の転入及び転科は認めない。

(休学)

第15条 病気またはやむを得ない事由によって2ヶ月以上連続して欠席しようとする者は、保証人連署の「休学願」に事由を書き、病気の場合は更に医師の診断書を添えて、校長の許可を得たのち休学をすることができる。

2 校長は、必要と認めるとき学生に休学を命ずることができる。

(休学期間)

第16条 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は引き続き1年以内の期間に限り休学期間を延長することができる。

2 休学期間は通算2年を超えてはならない。

3 休学期間は第5条2項に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第17条 休学許可を得た者が復学しようとする場合は、「復学願」を提出し校長の許可を受けなければならない。

(退校)

第18条 退校しようとする者は、「退校願」を校長に提出し許可を得なければならない。

(除籍)

第19条 次の各号の何れか一つに該当する者は、校長が除籍を命ずる。

(1) 修業の見込みがないと認められる者

(2) 第5条2項に定める在学期間を超えた者

(3) 第6条に定める在籍期間を超えた者

(4) 第16条2項に定める休学期間を超えた者

(5) 正当な事由がなく入校料の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者

(6) 正当な事由がなく授業料の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者

(7) 死亡または長期間にわたり行方不明の者

### 第3節 授業科目・単位・履修

(授業科目)

第20条 各課程の授業科目は別に定める。

(単位)

第21条 授業科目の単位は別に定める。

(履修)

第22条 履修方法その他履修に関することは別に定める。

(特別授業)

第23条 校長は必要に応じ特別授業をもうけることができる。

### 第4節 進級・修了

(進級及び修了)

第24条 進級及び修了するためには、それぞれ所定の単位を取得しなければならない。

2 進級及び修了の要件については別に定める。

3 修了の要件を満たした者に対しては、校長が修了を認定し修了証書を授与する。

## 第5節 賞 罰

(表 彰)

第25条 特に優秀な業績または行為のあった学生については、校長はこれを表彰することができる。

(懲 戒)

第26条 学生が校則及びその他規則に違反したとき、又は学生の本分に反する行為があったときは、校長が懲戒する。

- 2 懲戒は戒告、停学または退校とする。
- 3 懲戒に関する手続きは別に定める。

## 第6節 受験料・入校料・授業料

(受験料)

第27条 入校を出願する者は、受験料を納付しなければならない。なお、受験料額及び納付期日については、別に定める。

(入校料及び授業料)

第28条 学生は入校料及び授業料を所定の期日までに納付しなければならない。納付の期日については、別に定める。

- 2 前項の入校料及び授業料において、納付期日の猶予を希望する者は、所定の期日までに手続き書類を提出しなければならない。

(納付済の受験料等)

第29条 納付済みの受験料、入校料及び授業料は返還しない。ただし、入校月の前月末までに入校辞退の手続きが完了した者は、入校手続き時に納付した入校料及び授業料は別に定める手続きにより返還する。

(授業料の免除)

第30条 経済的な事由等により授業料の納付が困難な学生については、別に定める規則により願い出ることにより授業料を免除することができる。

## 第4章 短期課程

(短期課程)

第31条 専門短期課程及び応用短期課程は別に定める。

## 第5章 科目履修生

(科目履修生)

第32条 科目履修生として入校を希望する者があるときは、教育訓練に支障のない範囲において、選考のうえ許可することができる。

- 2 履修その他に関する事項は、別に定める。

## 第6章 職業能力開発に関する相談・援助

(職業能力開発に関する相談・援助)

第33条 職業能力開発に関する相談・援助の申し出があるときは、適切な計画のもと積極的に行うものとする。

## 第7章 図書室及び体育館

(図書室及び体育館)

第34条 図書室、体育館等を設置する。

2 これらに関する規程は別に定める。

## 第8章 学生寮及び福利厚生施設

(学生寮)

第35条 学生寮を設置する。

2 学生寮に関する規程は別に定める。

(福利厚生施設)

第36条 学生ホールを設置する。

2 学生ホールに関する規程は別に定める。

## 第9章 安全衛生

(安全衛生)

第37条 安全衛生の推進に関する事項は別に定める。

## 第10章 補 則

(その他)

第38条 本校則の第8条2項、第10条1項(6)、第10条2項(4)、第15条1項、第15条2項、第17条、第18条、第19条、第23条、第24条3項、第25条及び第26条における校長とは、中国校、附属島根校および附属福山校の校長である。

(改正)

第39条 本校則の改正は、中国職業能力開発大学校運営会議の議を経て行う。

附 則

本校則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

平成6年4月1日制定の岡山職業能力開発短期大学校校則と福山職業能力開発短期大学校校則及び平成11年4月1日制定の島根職業能力開発短期大学校校則は廃止する。

附 則

本校則は、平成14年4月1日から施行する。

本校則は、平成17年4月1日から施行する。

本校則は、平成18年4月1日から施行する。

本校則は、平成20年4月1日から施行する。

本校則は、平成21年4月1日から施行する。

本校則は、平成23年4月1日から施行する。

本校則は、平成24年4月1日から施行する。

本校則は、平成25年4月1日から施行する。

本校則は、平成26年4月1日から施行する。

本校則は、平成27年4月1日から施行する。

本校則は、平成28年4月1日から施行する。

本校則は、平成31年4月1日から施行する。

本校則は、令和3年4月1日から施行する。